



公 売 差し押さえ不動産 合同公売を行います

町では、町税の滞納者の財産の差し押さえを行っておりま

す。
・吉岡町大字上野田字夫婦石1
994番1外(畑)
計350.75㎡

財産の差し押さえを行っても納付しない滞納者の、差し押さえをした不動産を公売し、滞納した税の支払いなどに充てます。

・吉岡町大字上野田字夫婦石1
994番2外(畑)
計411㎡

公売は、前橋市・渋川市などの市町村と合同で入札方式により行います。

▼注意事項
・吉岡町農業委員会が交付する買受適格者証明書が必要になります。

詳しくは、公売予定物件の案内が財務課税務室にありますのでご覧ください。

・公売は中止になる場合があります。

▼期日 11月27日(火)

※公売に関する情報は町のホームページ

▼場所 群馬県前橋合同庁舎(前橋市上細井町2142-1)

ムページ(<http://www.town.yoshioka.gunma.jp/>)でもご覧になれます。

▼不動産公売物件(吉岡町分)

▼問合せ先

・吉岡町大字上野田字夫婦石1
936番1外(畑・山林)
計732㎡

役場財務課税務室
☎54・3111(内線135)

農 業 漆原水土里保全協議会 漆原水にどじょうの放流

漆原水土里保全協議会では、農地・水・環境保全向上対策事業の一環として、9月1日に地

元育成会と共に漆原水へのどじょうの放流を実施しました。農業集落においては、高齢化

や混住化が進行する中、農地や農業用水などの資源を守る「ま」とまり」が弱まっているなど様々な状況が変化しています。

本事業は、農業者だけではなく、地域住民、行政区、関係団体などが幅広く参加し、活動組織を立ち上げ、国・県・町の補助を受け、良好な集落の機能を守ることを目的に実施されるものです。

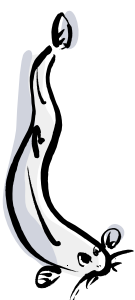
今回、開催に先立ち、子供たちに漆原水が地域に果たしてきた役割、どじょうやホタル、しじみが生息していたことなど用水の説明をしました。

しかし、現在は群馬用水の水を利用してするため、漆原水はその機能を発揮していない状況であり、田の排水や近年の都市化に伴い道路の排水などに利用されています。

このような、地域で埋もれている良好な農業施設を活用して、どじょうの放流を行うことにより、農業に関する親しみと地域の環境資源を守って行きたいと考えています。

今後も町では、農地・水・環境保全向上対策事業を推進していきたいと考えます。希望される地域はご連絡をお待ちしております。

▼問合せ先
役場産業建設課用地管理室
☎54・3111(内線163)



今月の納税

固定資産税・・・3期
国民健康保険税・・・7期
介護保険料・・・7期

納期限 10月31日(水)

便利で確実な口座振替も利用できます

保育 平成20年度入園希望の皆さんへ 保育園の新入園児を募集

平成20年度保育園入園希望者の受付けを行います。

▼入園の基準

保護者および同居の親族全員が次のいずれかに該当するため、家庭で保育できない児童が入園できます。

- ① 通常、家庭外で仕事をしている。
- ② 通常、家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている。
- ③ 妊娠中か、出産後間がない。(出産前後2ヵ月まで)
- ④ 病気やけがをしているか、心身に障害がある。

⑤ 同居の親族に病人などがいて、常に介護にあたっている。
※保育園の入園は先着順ではありません。

▼申込みに必要なもの

- ① 保育所入所申込書(裏面に母親の勤務、パート証明を事業所でもらってください。農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、地区民生委員の証明が必要です)
- ② 就労状況調査票(募集要項の右半分に必要事項を記入し、切り離して持参してください)
- ③ その他母親が就労中であることを確認できる書類があれば提

出してください。(直近の給与支払い明細書、採用決定通知書のコピーなど)
※募集要項や入所申込書は役場健康福祉課福祉室、各保育園で配布しています。

▼申込日程

【期日】

10月17日(水) 対象/1区〜7区にお住まいの人

10月18日(木) 対象 8区〜13区にお住まいの人

【時間】 両日とも午前9時〜正午、午後1時〜5時

【場所】 役場2階大会議室

▼注意事項

※当日、都合の悪い人は10月19日(金)〜26日(金)まで健康福祉課福祉室で受付けを行います。(土・日曜日は除く)

※入所申込書は必ず役場に提出してください。各保育園では受け付けることができません。
また、申込みの際、児童の同行は必要ありません。

▼入園決定通知

入園仮決定通知または不承諾通知を12月下旬頃に、入園本決定通知は、来年3月上旬頃に送付します。

※在園児童については、20年度も引き続き保育の継続を希望する場合は調査書(10月初めに保護者に配布)を各保育園に提出してください。

▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室
☎ 54・3111(内線153)

▶第一保育園



▶第二保育園



▶第三保育園



▶第四保育園



▶第五保育園

